

農地転用届出書について

農地転用届出書は、市街化区域内にある農地（田・畑）等を農地以外（宅地・雑種地等）に変更する場合に使用する書式です。

〔用語の意味〕

第4条～所有権等に基づき、農地を転用する場合

第5条～農地又は採草放牧地について転用を目的として権利の設定又は移転を行う場合

〔添付書類〕

- ・全部事項証明書（土地登記簿謄本：法務局認証入りで発行から3ヶ月以内）
 - ・案内図（付近300mの見取図）
 - ・字図（法務局認証入りで発行から3ヶ月以内）
 - ・開発許可書の写し（1000㎡以上の場合のみ）
 - ・譲受人の住民票抄本又は謄本（5条届出で、佐賀市外に居住する個人のみ）
 - ・法人の場合は、法人の全部事項証明書（登記簿謄本：法務局認証入りで発行から3ヶ月以内）※開発許可済の場合は不要
 - ・土地区画整理区域内の場合は、土地区画整理組合の意見書と仮換地指定図、仮換地位置図（区画の全体図）
- ・委任状の提出…4条届については申請人自筆を一通
…5条届については譲渡人・譲受人それぞれ自筆で一通ずつ

〔その他の留意点〕

- ・届出書はA3サイズで、1部提出してください。
- ・受理通知書は、受付日より概ね10日後に交付します。
- ・土地の所有者が死亡している場合等は、さらに別の添付書類が必要になります。